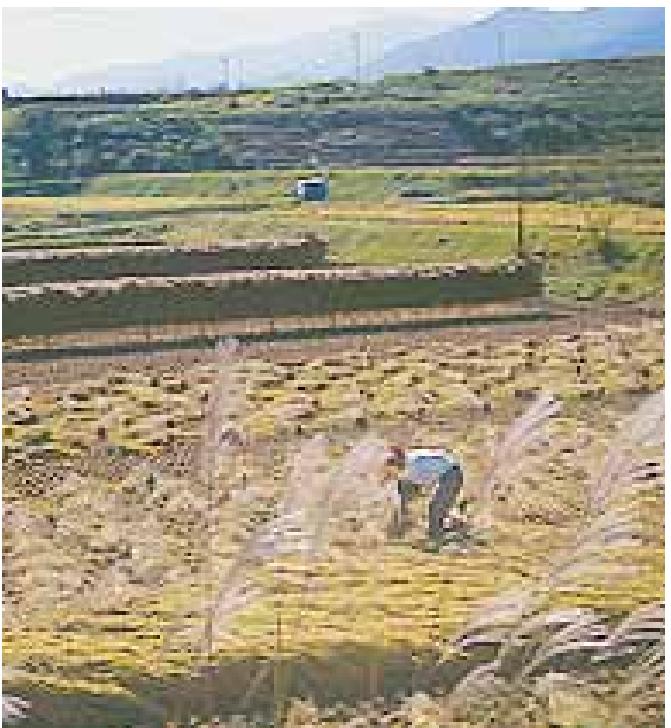
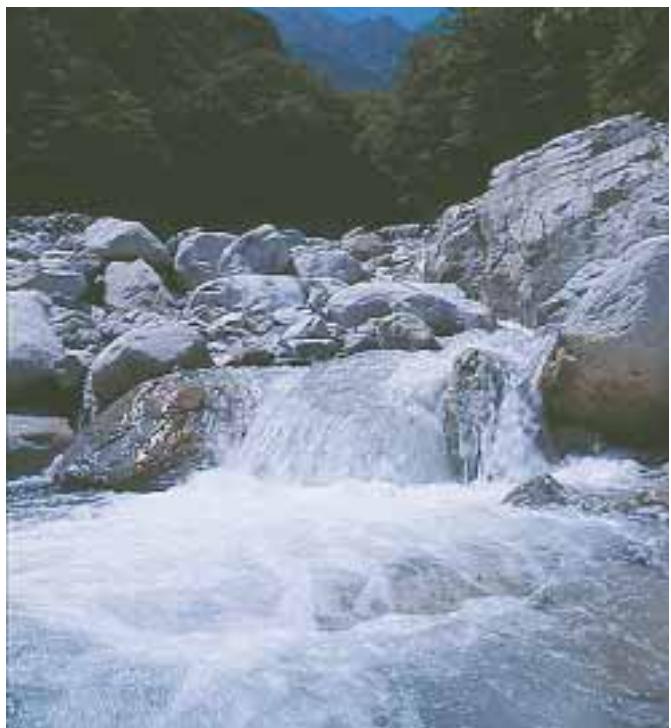


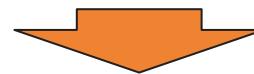
# 飯島町都市計画マスターplan

## ● 概要版 ●



### これからのまちづくりの視点

- 飯島の宝（財産・魅力）は、「自然」「田園環境」「人」です。
- 将来の子孫たちのために引き継げるまちづくりを進めます。
- 少子高齢化、人口減少に対応できる地域社会や生活環境をつくります。
- 既存の資産（土地・施設・環境など）の有効活用に努めます。
- 新規整備は、優先度を考え、選択的・効果的に事業を行います。
- 各地域が主体的に取り組む自主選択、自立分権型の地域社会を形成します。



### 基本理念

「人」  
「自然環境」「生活空間」  
「ふれあい」「交流」 } を大切にするまちづくり

21世紀の新しい時代を切り開き、未来に向けてこの町を発展させていくには、自然や農業等の既存産業を守るだけではなく、飯島らしさを再発見し、それにこだわり、磨きをかけて、さらに元気な人、魅力ある社会、町土を育くむ取り組みが必要です。

希望と誇りの持てる飯島の未来を拓くため、恵まれた「自然」と「人」、「まち」との共生によって美しい田園環境を創造し、その懐ふところで心豊かな人と地域社会を育み、活き活きとしたふれあいと産業が営まれるまちをつくります。

### まちづくりの目標

- 豊かな自然環境や美しい景観を守り、育くむ
  - 自然に包まれ、命の営みにふれて感動し、人の心が育くまれる環境を創造します。
  - 自然景観の保全と田園景観の創造により、町の魅力を高めます。

- 自然と共生し、持続的に発展するまちを目指す
  - 子や孫に恵まれた環境をつなぐため、環境に負荷をかけないまちをつくります。
  - 生態系や環境に配慮した循環を基調とし、自然と人間が共生するまちを目指します。

- 「暮らし」を大切にするまちをつくる
  - 広い地域と連携し、多彩な交流が展開される、だれもが住み良いまちをつくります。
  - 人と環境に配慮しながら、生活がより便利で快適になるよう、機能的なまちをつくります。
  - 人情味ある町民性と充実した防災基盤のもとで、自立し安心して暮らせるまちを目指します。

- 交流を育み魅力ある資源を活用してまちの個性や活力を高める
  - 豊かな自然、先人が守り育んできた文化等の資源を再認識し、飯島の魅力を見直します。そして、それらを自らの英知で紡いで活用し、未来のまちの個性と活力を育てます。
  - 広域交流を通して地域の可能性に挑戦し、新時代の産業が育成されるまちを目指します。

- 町民・事業者・行政がみんなで協働して、まちを築きあげる
  - 地域を住み良くすることをみんなで考え、発展的な行動を継続的に積み重ねます。
  - 自分たちの地域の将来は自分たちで考え、自分たちの責任のもとに、自分たちで創っていきます。

まちの将来像

みんなでつくる自然豊かなふれあいのまち

- 既成の市街地・集落の配置を保持します。
  - 市街地を外延的に拡大したり、新たな市街地形成は行いません。
  - 森林・河川の自然環境や田園（田畠）を保全します。
  - 緑と水に親しめる身近な空間を創造します。
  - 国道153号伊南バイパス線と広域農道・(主)飯島飯田線を広域交通軸とし、それらを東西方向の幹線道路で連絡することにより、はしご（ラダー）状の交通の骨格を形成します。

## 交通体系整備の方針

- 安全で利用しやすい道路網づくり
    - ・国道153号伊南バイパス線の事業促進
    - ・主要地方道伊那生田飯田線、町道の段階的な整備
  - 歩ける暮らしを支える交通環境づくり
    - ・安全な通学路の確保
    - ・自然遊歩道のコース設定と整備
    - ・障壁のない交通環境整備（段差解消など）
  - 気軽に外出できる公共交通の確保
    - ・高齢者等の新しい移動交通システムの検討

土地利用の方針

## ■ 「自然」「農地」「まち・集落」の秩序ある共生

- 貴重な動植物の生息域について、その生態系を保全します。
  - 農地の無秩序な宅地転用、市街地の拡大を抑制し、優良農地は保全します。
  - 環境保全・創造型、生態系共生型の農地利用を目指します。
  - 生活の身近な所で自然に親しめる、自然環境と共存する居住地の形成を図ります。
  - 農業等の産業と生活空間との調和、共存に努めます。

#### ■総合的、合理的、機能的な土地の有効活用

- 美しい田園環境を公共財として捉える（土地は地域ぐるみで活かして使う）意識を啓発し、土地の資産的保有から多面的な有効利用への転換を図ります。
  - 新規の宅地需要には、既存宅地及び低・未利用地の活用を誘導します。
  - コンパクトな（こぢんまりした）まちを目指し、既成の市街地・集落配置を保持していきます。
  - 自然との共生を前提とした農地、森林の活用を図ります。
  - 低・未利用の農地、宅地、公共用地について、暫定利用も考慮しつつ利用を促進します。



# ■ 計画の体系 ■

## 都市計画マスターplanとは

飯島町では、平成14年3月に「基本構想（飯島町第4次総合計画）」を策定し、「みんなでつくる自然豊かなふれあいのまち」を将来像としたまちづくりを進めています。

「飯島町都市計画マスターplan」は、この「基本構想」を踏まえて、土地利用などの基本方針を明らかにするとともに、各地域のまちづくりの方向を具体的に示すもので、飯島町の将来の設計図（まちづくりの指針）としての役割を果たすものです。

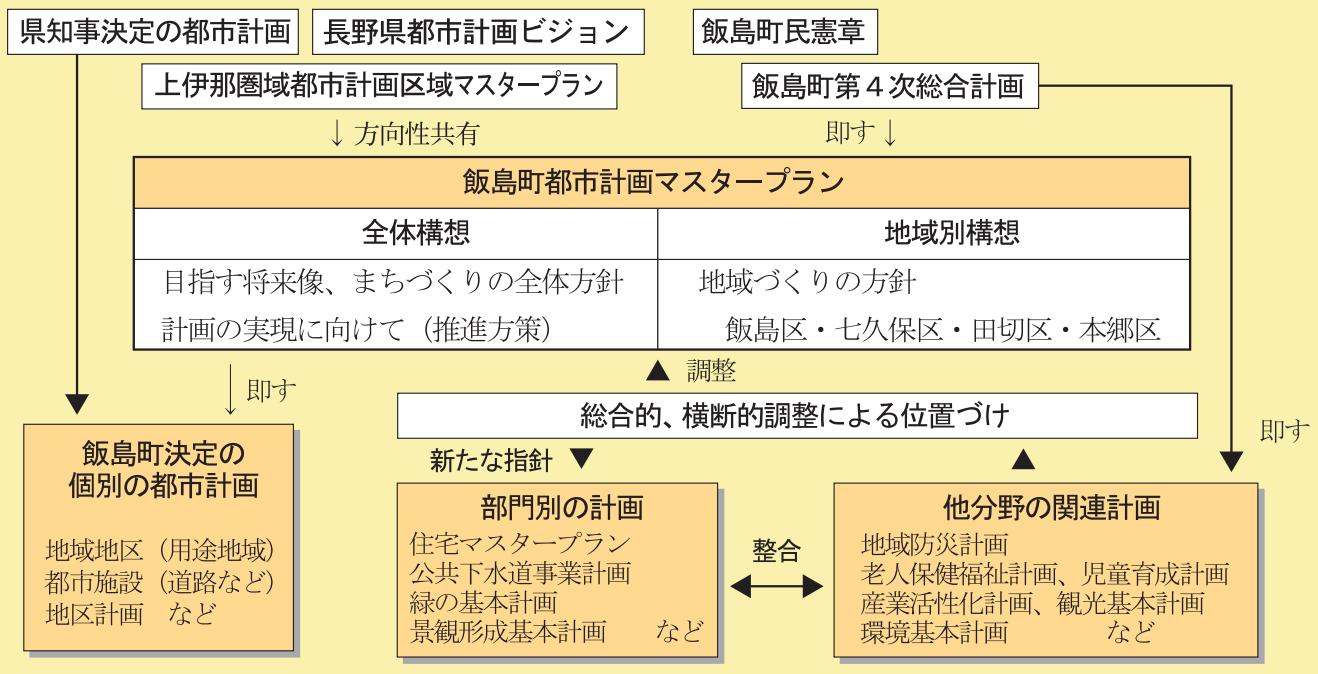
マスターplanによって、町全体の長期的な構想を立て、これに沿って都市計画の詳細を決定・実現していくことでバランスのとれた優良なまちづくりが可能になります。

※「都市計画」とは、町民の皆さん的生活や産業活動が、今後もより安全で快適に、また効率的に営めるように、建物の建て方のルールや道路・公園・下水道などの整備、住宅地などの各種開発、そして水や緑、自然環境の保全などをどのように進めていかなければよいかという目標を定め、それを具体化していくための、まちづくりに係る総合的な計画です。今までの都市計画は、行政が主体となって先導してきました。しかし、これからは都市計画（まちづくり）は、どのような方針でまちづくりを行うべきなのかを、町民の皆さんと一緒に検討していくことが大切です。

## 計画策定の目的

- 町の発展を計画的に誘導し、町民・事業者と行政が協働して秩序あるまちづくりを展開するための方針を示します。
- 望ましい町の将来像を明確にし、まちづくり関連施策の総合化・体系化を図ります。
- 「地域からのまちづくり、住民参加のまちづくり」を推進するきっかけとします。

## 都市計画マスターplanの位置づけと構成



## 計画期間

目標年次：平成32年（2020年）（長期的展望にたち概ね20年後）  
中間年次：平成22年（2010年）（都市施設の整備方針等の目標）

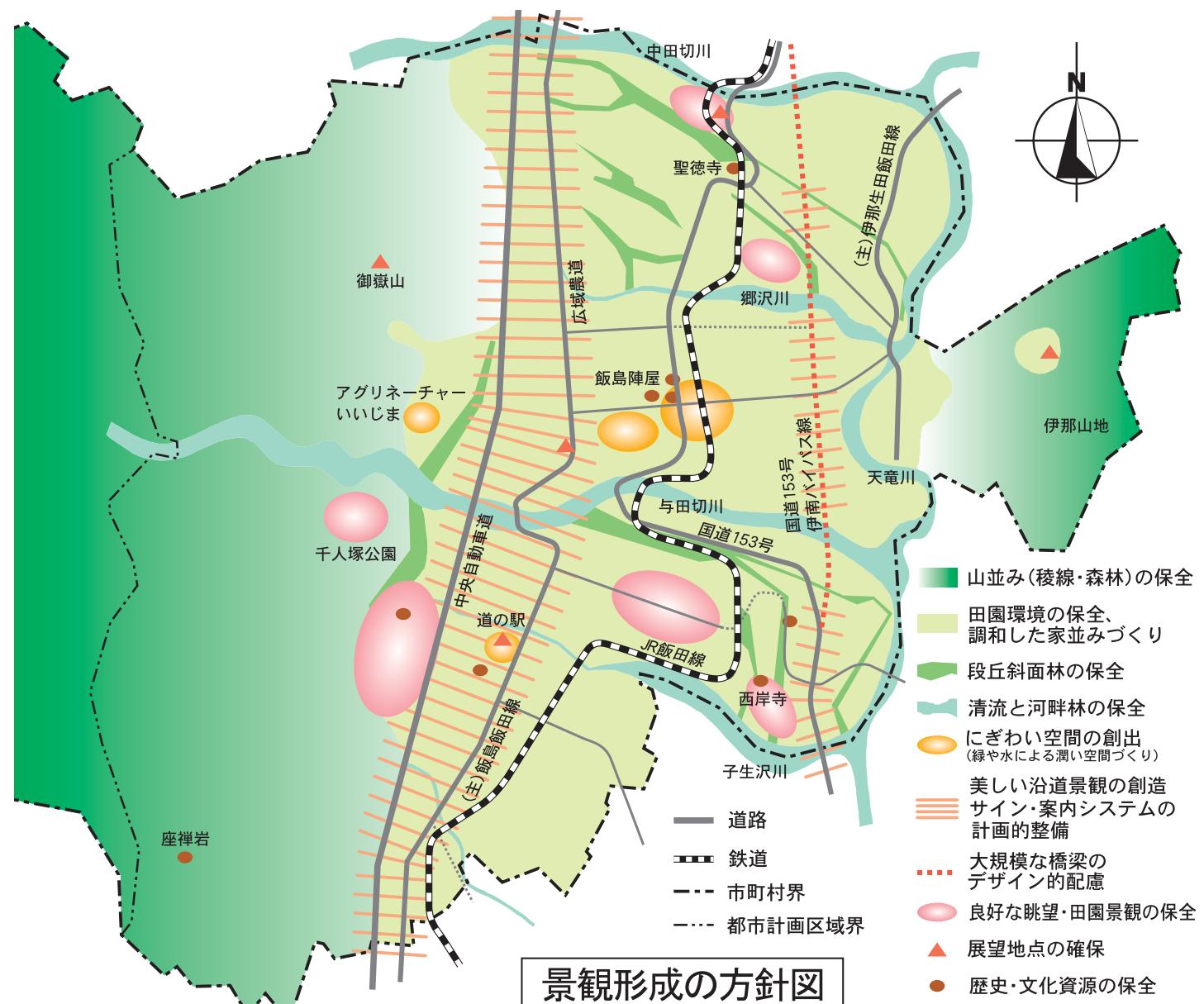
平成16年3月  
発行：飯島町  
〒399-3797  
長野県上伊那郡飯島町飯島2537番地  
TEL 0265-86-3111 FAX 0265-86-4395  
<http://www.town.ijima.nagano.jp>

## 生活環境整備の方針

- 質の高い住環境づくり ⇒ 下水・排水処理施設の整備・街なか居住空間の再生
- 安心して住み続けられる環境づくり ⇒ 与田切川、中田切川の砂防林事業の推進
- 省資源・循環型のまちの実現 ⇒ 公共施設や住宅の耐震対策・子供や高齢者を守る防犯活動
- 福祉と子育て環境づくり ⇒ 時代変化に合わせた地域コミュニティの再構築
- ⇒ 地球環境に配慮した生活意識の啓発
- ⇒ 建物の長寿命化、自然エネルギーの利用促進
- ⇒ 全ての人が暮らしやすい環境にするまちのユニバーサルデザイン化
- ⇒ 保育園の統合整備

## 景観形成の方針

- やすらぎのある緑景観の創造 ⇒ 形態や色彩に配慮した建築物の規制・誘導
- うるおいのある水景観の創造 ⇒ 伊南バイパス線など大規模施設の景観的配慮
- 豊かな歴史・文化景観の創造 ⇒ 景観を阻害する看板、放置物等の整除
- 調和のとれた街並み景観の創造 ⇒ 町の案内看板の計画的な整備
- 身近な生活での心配りから始める景観づくり ⇒ 一人ひとりの美観を意識した生活の配慮
- 町民・事業者・行政の相互理解と協働による景観づくり ⇒ 自主的活動と行政支援による景観形成



## 自然環境の保全・創造の方針

- 緑に包まれるまちづくり ⇒ 身近な場所での動植物の生息空間づくり  
広葉樹林への転換等による森林植生の復元
- 水環境の保全と再生 ⇒ 21世紀ふるさとの森と川構想(与田切川リバーサイド計画)の具現化  
水源の森の育成
- みんなで取り組む環境づくり ⇒ 花機構などの森や花木を愛護する活動の継続  
里山や身近な緑地の管理の仕組みづくり  
自然・農とふれあう体験・学習機会の拡充



自然環境の保全・創造の方針図

## 計画の実現に向けて

まちづくりを実現するためには、町民、事業者と行政が一体となって取り組んでいくことが必要です。みんなで考え、ともに「まちづくり」を進めましょう。

### ■ 町民・事業者が果たすべき役割

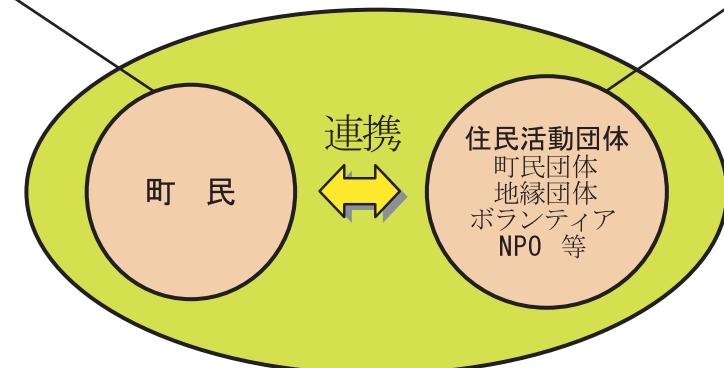
- 自らがまちづくりの主体であり、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識の醸成
- 地域の再認識、再発見と身近なまちづくりからの実践
- 町民間の相互理解と合意形成による協働型まちづくりの展開
- 社会性や公共性に基づく積極的なまちづくり活動への参加と協力
- 企業活動が地域に与える影響に配慮し、望ましいまちづくりへの貢献

### ■ 行政が果たすべき役割

- まちづくりに関する全体方針やプロセス(過程)等の指針の提示
- まちづくりの手本となる公共事業による先导的な役割の演出
- 行政主体の都市計画事業などの効果的かつ計画的な推進
- 各種制度等の活用による町民主体のまちづくり活動に対する側面からの支援
- まちづくりに関する情報の公開と提供

### まちづくりの主役

自らの責任においてまちづくりに参加し、発言し、行動する。

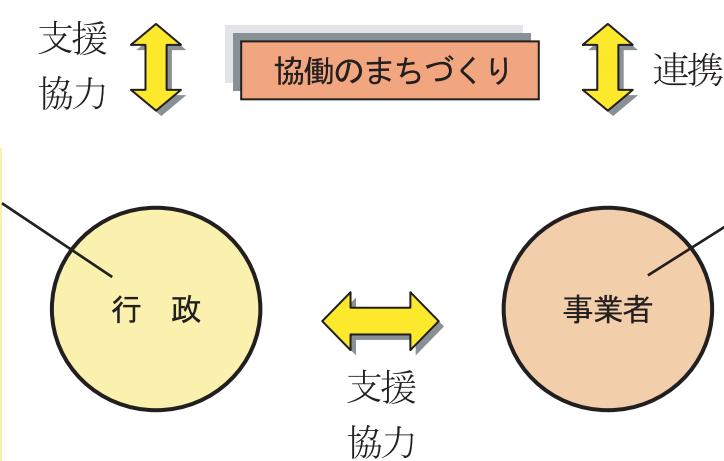


### きっかけづくり・調整者

自主的、主体的に取り組む各種の団体の活動を通して、地域のまちづくりを推進する。  
町民・事業者の代弁者として行政との調整を行う。  
町民・事業者間の調整を行う。

### きっかけづくり・ 推進者・調整者

情報提供、町民や事業者などの参加の場づくりなどを総合的に支援する。  
効率的なまちづくりを率先して行う。  
他の主体の行動を促し調整を行う。



### まちづくりの主役

事業活動を通して地域に根ざしたまちづくり活動に貢献する。  
地域のまちづくりに調和した事業を展開する。

## ■ 地域全体に係る方針 ■

- ・通学路の安全対策
- ・良好な住環境や景観の形成に向けたルールづくりの促進
- ・低未利用地や遊休施設を活用した交流空間づくり
- ・鎮守の森や段丘の斜面緑地等の保全
- ・誰でもわかりやすい案内板等の整備
- ・コミュニティバス等による公共交通の充実

適切な土地転用、宅地化の誘導

広場、散策路の整備および緑の修景  
(セントラルパーク構想の具現化)

(仮称)町道陣馬連絡幹線の整備

役場周辺へのアクセス道路の整備

御嶽山自然林

散策路の体系的な整備

多様な交流が図れる環境づくり

滝ヶ原堤

自然の中で水や緑に親しめる空間整備  
(21世紀ふるさとの森と川基本計画の具現化)

多様な動植物の生息空間の復元・創造

公共下水道事業の推進

## ■ 地域づくりの基本方向 ■

- ・市街地、集落と農地、自然が共生する美しいまちづくりを目指します。
- ・子どもや子育て世代、高齢者など多様な人々が便利に永く住むことができ、交流が活発に行われる、活気にあふれた住み良いまちを形成します。
- ・近隣市町村との広域的な機能分担を見定めつつ、飯島町の中心地にふさわしい都市機能の充実を図ります。
- ・農地が広がるみどり豊かな環境を活かし、みどりのネットワークを形成することにより、自然と農にふれあえ、みどりが映えるまちを目指します。
- ・安全で便利な道路網を形成するとともに、自然とふれあうことができる散策路、自転車道の整備を図り、人と環境にやさしいみちづくりを目指します。
- ・地域のシンボルとなっている中央・南アルプス、伊那山地など地域から見える山並みや地域を流れる与田切川をこれからも大切にし、良好な自然環境を守りながら、美しい山並みと川とに抱かれたまちづくりを目指します。

国道 153 号伊南バイパス線、  
およびアクセス道の整備

沿道における適正な建物立地の  
誘導、周辺と調和する景観形成

町道若松町線、町道鳥居原線  
(国道～JR 線間) の整備を検討

## ■ 街なか居住の促進 ■

- ・低未利用地や空き家の有効利用の促進
- ・高齢者の集住や子育て世帯を対象とした街なか住宅の整備
- ・老朽建物の協調建替等による空地や駐車場の創出
- ・施設のバリアフリー化、街区全体のユニバーサルデザイン化
- ・日常的な商業やサービス業など生活機能の充実
- ・施設間のネットワーク(連結)化、回遊性の向上
- ・歩行者・自転車優先の交通環境づくり
- ・敷地・建物の緑化、街路樹などによる潤い空間の創出
- ・歩道、小空地などを活用したコミュニティ空間の確保

### ※バリアフリー

障害者や高齢者が行う諸活動に不便な障害(バリアー)を取り除くことの総称。例として、階段の代わりに緩やかなスロープをつけたりすることが挙げられる。

### ※ユニバーサルデザイン

障害者住宅や公共施設、まちづくりにおいて問題が発生してから障害を除去するのではなく、はじめから障害の無いものをつくり、誰もが利用可能にすれば良いというデザイン思想。

飯島地域の地域づくり方針図

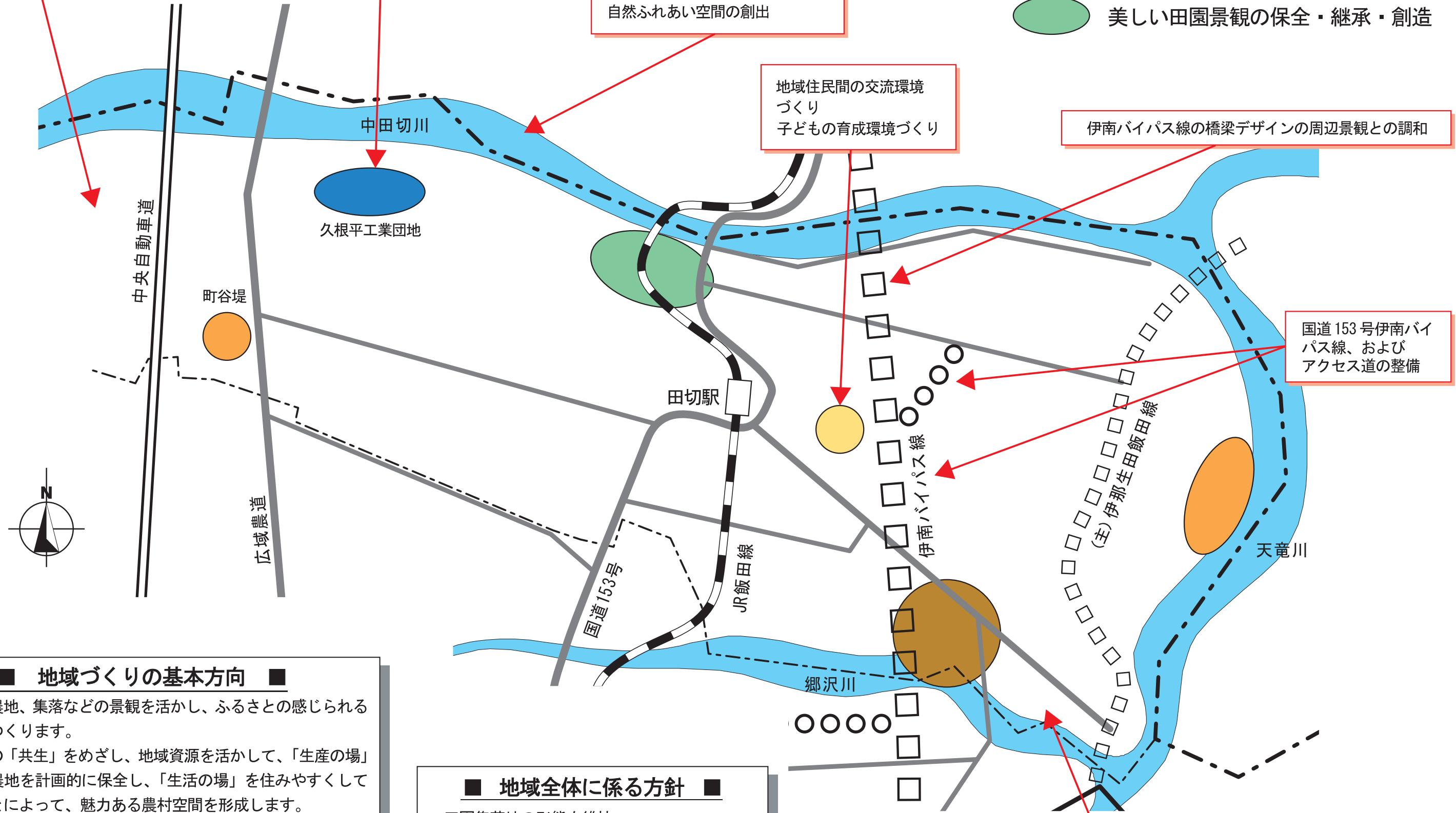
春日平周辺の住宅立地の適正誘導

工業団地内の低未利用地の利用推進

中田切川砂防林事業の推進および  
自然ふれあい空間の創出

多様な動植物の生息空間の復元・創造

美しい田園景観の保全・継承・創造



### ■ 地域づくりの基本方向 ■

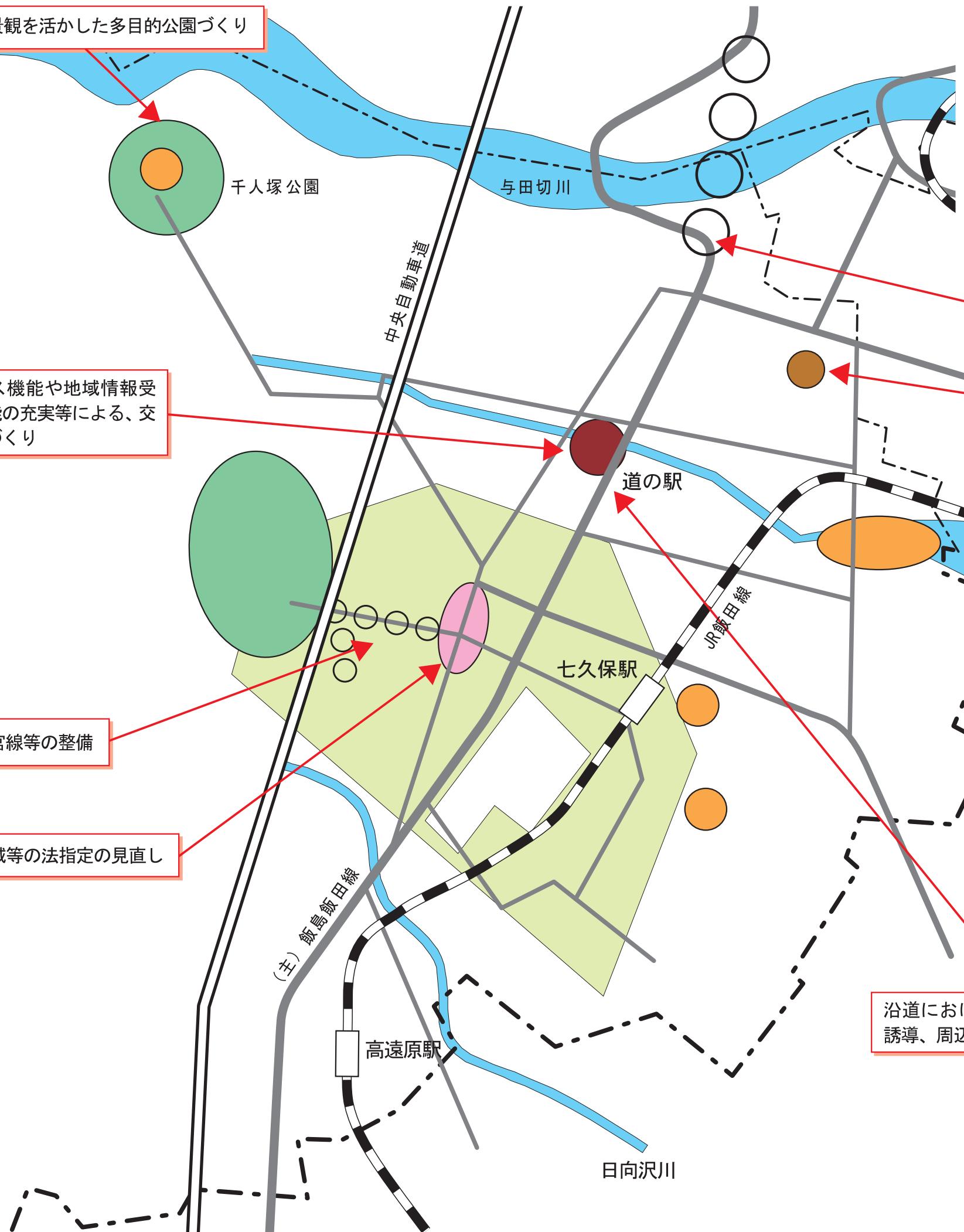
- 段丘や農地、集落などの景観を活かし、ふるさとの感じられる地域をつくります。
- 自然との「共生」をめざし、地域資源を活かして、「生産の場」である農地を計画的に保全し、「生活の場」を住みやすくしていくことによって、魅力ある農村空間を形成します。
- 自然の樹林地や河川などの生態系を保護・再生し、自然に親しむ場を充実していくことによって、自然のめぐみを受け、快適で健康的な、うるおいとやすらぎのある生活を実現していきます。
- 地域整備にあたっては、地域内の景観のみならず、地域から見渡せる景観を大切にし、雄大な自然に包まれる美しい田園景観を創造します。

### ■ 地域全体に係る方針 ■

- 田園集落地の形態を維持
- 通学路の安全対策
- 田園環境に親しめる小みちのネットワーク化
- コミュニティバス等による公共交通の充実
- 日常生活支援機能（在宅サービス等）の充実
- 段丘の緑地の保全・育成
- 生活排水処理施設の整備の促進

田切地域の地域づくり方針図

## 自然や景観を活かした多目的公園づくり



## ■ 地域づくりの基本方向 ■

- 公共交通機関の利便性の向上、道路の整備、公共施設や福祉施設の利便性向上を図り、日常生活が便利で快適なまちをつくります。
  - 農地や寺社などの歴史的遺産、自然と一体となった樹林地、河川空間などを、田園居住の魅力と快適さを高める資源として大切にし、保全のための取り組みを進めます。
  - 歴史のある社寺や集落、自然のやすらぎを感じる場所を相互に結び、歩いて回れるネットワークが形成されたまちを目指します。

サービス機能や地域情報受発信機能の充実等による、交流拠点づくり

### 交通安全対策の充実 (歩道整備、冬期の除雪など)

## 施設の再整備や通年利用策の検討

町道芝宮線等の整備

## 用途地域等の法指定の見直し

### 沿道における適正な建物立地の 誘導、周辺と調和する景観形成

## ■ 地域全体に係る方針 ■

- ・飯島中学校までの通学路の安全対策
  - ・安心して快適に歩けるみちづくりの推進
  - ・コミュニティバス等による公共交通の充実
  - ・良好な住環境形成に向けた地域のルールづくり



## 公共下水道事業の推進

美しい田園景観の保全・継承・創造

多様な動植物の生息空間の復元・創造

## 七久保地域の地域づくり方針図

# 地域別構想

## ■ 策定の目的 ■

本計画では、将来的に各々の地域で、地元主導型のまちづくりが展開されることを想定しています。

このため、町全体のまちづくり方針を各地域でのまちづくりにつなげることをねらいとして、今後の地域づくりの指針として策定しました。

## ■ 地域区分 ■

既存のコミュニティを形成している旧町村の区域を基本として、4地域に区分しました。

## ■ 地域別構想の活用の考え方 ■

### ① 構想に基づくまちづくりの具体化

- ・地域別構想で位置づけたまちづくりの内容は、それぞれ、町民、事業者、行政など具體化を担う主体による実践と、それを支援する協働を通じて実現されることになります。

### ② まちづくりの進展に対応した構想の充実

- ・地域別構想に基づく具体的なまちづくりが実践される中で、新たな合意が形成されたことについて、順次構想に反映することにより計画内容の充実を図ります。
- ・地域別構想の充実を通じて、協働によるまちづくりと活動のネットワークの拡充を図っていきます。

## ※コミュニティバス

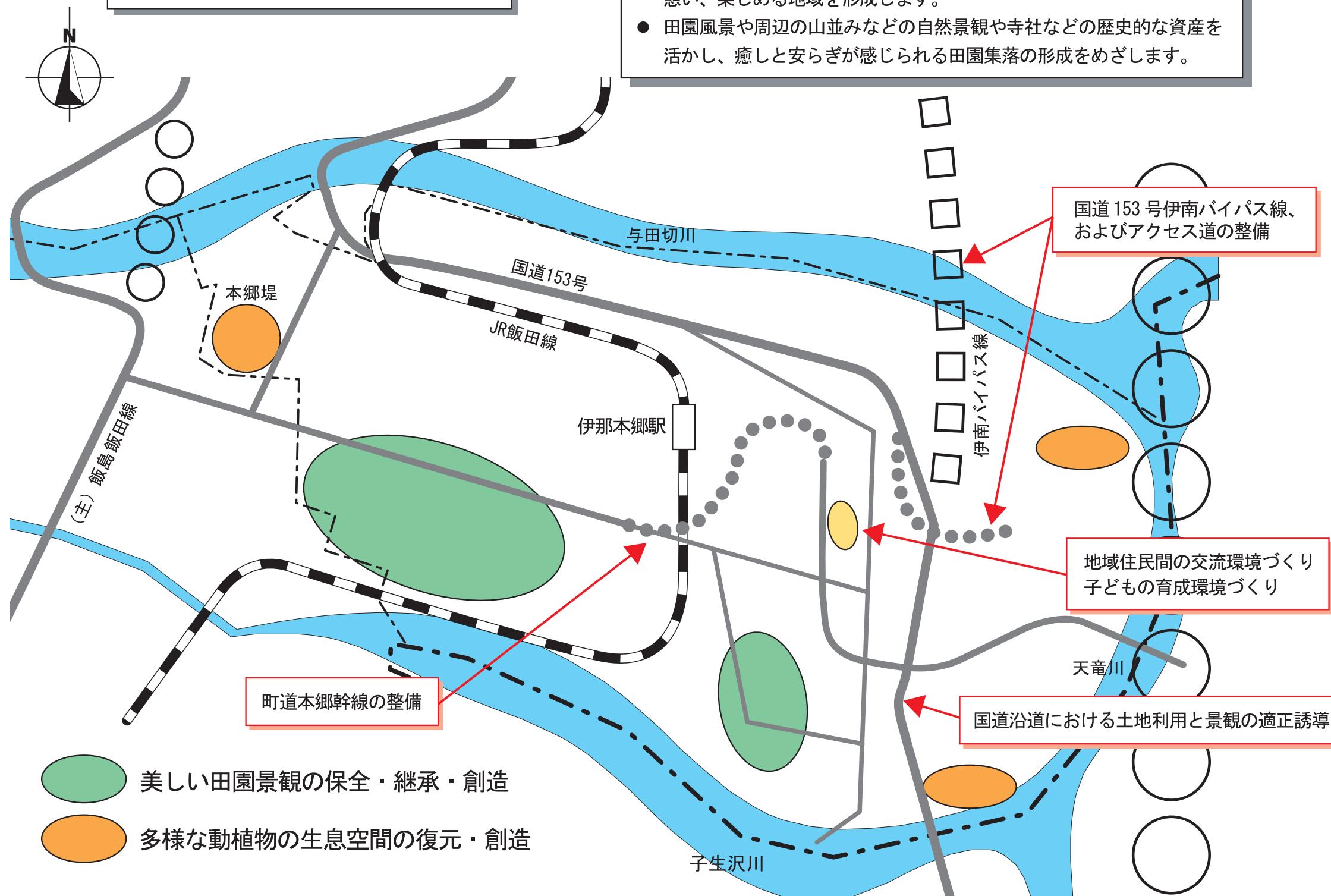
交通不便地域の人々や高齢者・障害者等の移動を円滑にするために、バス事業者と自治体が連携して利用者の要求に応じたルートや料金体系で運行する乗合バス。中小型の車両を使い、中心市街地・福祉拠点と周辺住宅地などを循環運行する。市街地の交通問題の改善だけでなく、福祉、環境なども視野に入れている。

## ■ 地域全体に係る方針 ■

- ・田園集落地の形態を維持
- ・通学路の安全対策
- ・田園環境に親しめる小みちのネットワーク化
- ・コミュニティバス等による公共交通の充実
- ・日常生活支援機能（在宅サービス等）の充実
- ・段丘の緑地の保全・育成
- ・生活排水処理施設の整備の促進

## ■ 地域づくりの基本方向 ■

- ・環境創造型の農業を指向しながら、緑の保全と生活・生業が共生できる循環型の地域を目指します。
- ・農業の推進や農村の環境・景観・文化などの保全が図られ、多彩な人々が農業や地域文化とふれあうことができる環境づくりを図ります。
- ・段丘の緑地、鎮守の森、沢、わき水などの自然、歴史的な建物・行事などを地域の資源として大切にし、次代に引き継いでいくとともに、これらの資源を生活する中で身近に感じながら、地域住民が集まり、憩い、楽しめる地域を形成します。
- ・田園風景や周辺の山並みなどの自然景観や寺社などの歴史的な資産を活かし、癒しと安らぎが感じられる田園集落の形成をめざします。



本郷地域の地域づくり方針図